

令和 6 年 4 月 2 日

会員各位

一般社団法人日本卵子学会
理事長 寺田幸弘
(公印略)

令和 4 年度および 5 年度にこども家庭庁科学研究
(本邦の配偶子、胚管理に関する関連 4 学会による統一提言作成)
「胚培養士の業務・資質・要件に関する提案」について

拝啓

会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素より本会事業への多大なご支援ご協力を賜りありがとうございます。さて、標記研究
(研究代表者 寺田幸弘)におきまして、公益社団法人日本産科婦人科学会、一般社団法人
日本生殖医学会、日本臨床エンブリオロジスト学会に加え、本会の 4 学会合同で統一の提
言の作成を行っておりました。この度、提案がまとまりましたので会員のみなさまへ共有い
たします。生殖補助医療における胚培養士の業務・資質・要件を明確化することにより、よ
り円滑に業務を行えるようになるものと考えております。

敬具

記

[本邦の配偶子、胚管理に関する関連 4 学会による統一提言作成] 班作成 関連 4 学会の承認を得た、胚培養士の業務・資質・要件に関する提案

業務：胚培養士が医師の監督下に行い得る業務としては以下が挙げられる

- ・一般不妊治療及び生殖補助医療における、人工授精、体外受精、顕微授精、胚移植などを
目的とした、配偶子、受精卵、胚などの取り扱い、及びこれらの凍結、融解などの操作
- ・医師による配偶子、受精卵、胚の評価、検査及び説明などの補助
- ・培養室、採精室、移植室などの施設における機器および器具の準備、及び保全
- ・培養室業務に関連する文書の記録、作成、管理

資質：医師の監督下に胚培養士として業務を行う者は、資質として以下が求められる

- ・一般不妊治療、生殖補助医療に関する十分な知識を有すること
具体的には、以下のいずれかに該当すること。
 - 1) 大学または大学院にて医学、農学、生物学等を修得した学士、修士、博士
 - 2) 1) と同等の知識と研修を行ったと考えられる臨床検査技師等
- ・一般不妊治療、生殖補助医療における胚培養等の業務について、適切な監督の下で1年以上の実務経験を有すること
- ・一般不妊治療、生殖補助医療に対して高い倫理観と品位および知識を有すること

要件：胚培養士の資質を満たすため、以下の資格の保持等の要件を満たすことが望ましい

- ・日本卵子学会認定生殖補助医療胚培養士、日本臨床エンブリオロジスト学会認定臨床エンブリオロジストもしくは、これらの統一後の認定資格を保持すること
- ・その他、以下の双方を満たすこと
 - 1) 日本産科婦人科学会の ART 実施登録施設において、実施責任者の監督の下に、1年以上、ヒト配偶子、受精卵、胚の操作・取り扱い、培養液の作成、器具の準備、採卵室などの施設管理、保全などの一切を実際に行い、ヒト体外受精・胚移植のラボワークの全ての行程を本人が最低 30 例以上実施していること
 - 2) 日本卵子学会および日本臨床エンブリオロジスト学会の統一生殖補助医療胚培養士認定資格を取得するために必要とする講習会、学術集会に参加していること

以上